	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区
(二) 法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第一号の第一種共同漁業であってこんぶをとる漁業	一〇・八四	六・一一	一四・一二	二五・四〇	一四・二八	九・七四	一二・五一	四・八四	六・一〇	四・一〇	七・六七	六・〇九	一五・二四	一一・五四
(三) 法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第一号の第一種共同漁業であってたんぐさをとる漁業	一九・五九	五・二二	九・四七	一三・二七	一一・〇二	七・五三	九・四〇	四・〇〇	四・九四	三・四七	五・九九	四・九四	一一・七四	八・三三
(四) 法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第一号の第一種共同漁業であってあわびをとる漁業	一〇・九七	四・〇八	六・九七	九・三七	八・七八	五・九七	七・四九	三・四七	四・四二	三・〇五	五・四六	四・四一	八・九四	六・四四
(五) まき網を使用してしいらをとることを目的とする漁業	二九・〇〇	一七・九八	七・八〇	一四・〇三	八・一三	六・四三	一三・一一	六・四三	五・七五	三・八〇	七・三六	三・九七	七・三〇	五・八〇
(六) まき網を使用して営む漁業（(五)に掲げるものを除く。）	一〇・三六	七・八〇	五・七五	一〇・四八	六・四三	五・九七	七・四九	三・四七	四・四二	三・〇五	五・四六	四・四一	八・九四	六・四四
(七) 棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	一六・五一	一〇・八六	八・一九	九・三七	六・五九	三・九〇	五・九三	二・八四	四・四二	二・四二	四・四一	三・五八	四・七九	二・七〇
(八) 敷網を使用して営む漁業（(七)に掲げるものを除く。）	一〇・四〇	八・二六	六・五九	三・九〇	五・〇七	三・七八	四・七〇	二・四〇	一・五二	一・六四	二・〇一	一・九五	四・二四	二・三二
(九) 船びき網を使用して営む漁業	一四・二八	一一・〇二	八・七八	五・九七	二・四〇	一・九一	二・二七	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	三・四三	二・八四
(十) 桁網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業	八・三二	六・五〇	五・九三	四・七九	二・七〇	一・三八	〇・七一	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	四・〇一	三・〇八
(十一) 底びき網を使用して営む漁業（(十)に掲げるものを除く。）	九・一〇	四・九四	四・九四	四・四二	二・四〇	一・九一	二・二七	一・九〇	一・〇六	〇・九五	一・二六	一・〇五	五・六六	二・三一
二十トン未満	四・八四	六・一〇	四・九四	三・四七	二・八四	二・四二	四・四二	二・八四	三・五八	二・四二	四・四一	三・四七	四・七九	二・七〇
二十トン以上	九・一〇	六・九〇	五・八〇	三・〇五	五・四六	五・九七	七・四九	五・四五	四・四二	三・〇五	五・四六	四・四一	八・九四	六・四四
三十トン未満	九・一〇	六・九〇	五・八〇	三・〇五	五・四六	五・九七	七・四九	五・四五	四・四二	三・〇五	五・四六	四・四一	八・九四	六・四四
(十二) 流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道桧山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものに限る。）	九・一〇	六・九〇	五・八〇	三・八〇	三・九〇	三・九七	四・七〇	二・八四	三・五八	二・四二	四・四一	三・四七	五・四三	二・二〇
(十三) 流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（(十二)に掲げるものを除く。）	一〇・六〇	五・二〇	四・三〇	二・七〇	一・三〇	一・六〇	一・一〇	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	三・二二	二・三六
(十四) 刺し網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	一一・五四	一五・二四	一一・七四	八・三三	六・四四	四・四一	六・四四	三・四七	四・四二	三・〇五	五・四六	四・四一	八・九四	六・四四
	三十トン未満	三十トン以上						二十トン未満		二十トン以上				
	一〇・六〇	五・六〇	一五・二四	一一・五四	一四・二八	九・七四	一二・五一	四・八四	六・一〇	四・一〇	七・六七	六・〇九	一五・二四	一一・五四
	五・二〇	四・三〇	一一・七四	八・三三	一一・〇二	七・五三	九・四〇	四・〇〇	四・九四	三・四七	五・九九	四・九四	一一・七四	八・三三
	四・三〇	三・七〇	八・九四	六・四四	八・七八	五・九七	七・四九	三・四七	四・四二	三・〇五	五・四六	四・四一	八・九四	六・四四
	二・七〇	二・二〇	五・四三	三・八四	五・〇七	三・七八	四・七〇	二・八四	三・五八	二・四二	四・四一	三・四七	五・四三	三・八三
	一・三〇	一・一〇	三・二二	二・二四	二・四〇	一・九一	二・二七	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	三・二二	二・三六
	二・九〇	二・二〇	六・一二	四・三八	四・三三	三・四八	四・〇一	〇・九五	一・〇六	〇・八五	一・二六	一・〇五	六・一二	四・四三
	五・二〇	三・八〇	一〇・一四	七・五一	七・八九	五・六六	六・七九	一・九〇	二・三二	一・六九	二・八四	二・三一	一〇・一四	七・二八
	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇